

## 全国旅行支援「いざ、神奈川！」実施要綱（共通）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、全国旅行支援「いざ、神奈川！」を実施するに当たり、必要な事項を定める。

### （事業名）

第2条 当該事業の名称は全国旅行支援「いざ、神奈川！」（以下「本事業」という。）とする。

なお、本事業の実施に際し、利用者、本事業による支援の対象となる事業者（以下「支援対象事業者」という。）及び地域クーポン取扱店舗（以下「加盟店」という。）向けに使用する名称は、販売する商品の性質を明確にするため、「いざ、神奈川！」とする。

### （基本方針）

第3条 次の基本方針に基づき、47都道府県に居住する者（ただし、在留外国人においては、日本に住所登録をしている者とする。以下同じ。）による神奈川県への往訪を目的とする旅行を促進するための割引を実施する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大により、深刻な影響を受けた様々な神奈川県内の観光需要の喚起を促進する。
- (2) 本事業に参加する事業者、利用者ともに、国の求める感染防止対策をとった上で参加する。
- (3) 感染症の感染状況に応じて、事業を停止する場合がある。

### （実施期間）

第4条 事業の実施期間は令和4年10月11日（火）から12月20日（火）までとする。

なお、宿泊旅行は、令和4年12月21日（水）チェックアウトまでとする。また、実施期間中でも事業予算額に達した際は終了とする。

### （対象地域及び対象となる旅行）

第5条 本事業の対象は、47都道府県に居住する者の神奈川県内の旅行又は神奈川県内及び他都道府県への往訪を目的とした旅行とする。

### （商品を購入できる者）

第6条 本事業による支援の対象となる商品（以下「支援対象商品」という。）を購入できる者は、47都道府県に居住する者とする。支援対象事業者は、支援対象商品の購入者の居住地確認を行うものとする。具体的な確認方法等については、別途、「業態別取扱マニュアル」（以下「マニュアル」という。）において定める。

- 2 本事業の支援対象商品を利用する際には、ワクチン3回以上の接種済証又は陰性証明の確認を受けるものとする（具体的な確認方法等については、別途、事業者・利用者用「いざ、神奈川！」ワクチン接種履歴・検査結果確認の手引きにおいて定める）。

(支援事業の停止又は中止)

第7条 感染症の感染状況が悪化した場合や、感染防止対策のために特別な措置を講じる必要が生じた場合は、本事業を実施しない可能性がある。また、本事業開始後も、停止又は中止する可能性がある。

(事務局)

第8条 支援対象事業者の参加申込、支援金の交付、地域クーポンの発行・加盟店の登録など、本事業に関する手続は、本事業の管理を受託する事務局（以下「事務局」という。）が行うこととし、各業態別担当事務局を置く。

(支援対象事業者)

第9条 支援対象事業者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 神奈川県内にある宿泊施設を運営する者であり、かつ自らの商品のうち当該事業の対象となる商品を直接利用者に販売する者
- (2) 旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき旅行業の登録を受けている者  
※ 旅行業法第23条に基づく旅行サービス手配業は対象外
- (3) 旅行業法に基づき旅行業の登録を受けているOTA
- (4) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)により鉄道事業の経営を許可された者又は軌道法(大正15年法律第76号)により軌道事業を經營する特許を受けた者で、神奈川県内に路線、駅を持つ者
- (5) 海上運送法(昭和24年法律第187号)に基づき船舶運航事業の登録を受け、神奈川県内に営業航路があり、かつ旅行事業者との契約を締結している者
- (6) 支援対象事業者として事務局が適当と認めた者

(支援対象商品)

第10条 支援金対象商品は、47都道府県に居住する者が広く利用できる商品とし、詳細は各業態別の要綱及びマニュアルにおいて定める。

- 2 支援対象商品の購入回数は上限を定めない。連泊については7泊を上限として支援対象とする。
- 3 支援対象商品の販売に際しては、本事業であることを明らかにするため、本来の販売価格（税及びサービス料を含む）及び支援を受けた後の販売価格を明記するものとする。
- 4 割引額・地域クーポン付与額については次表のとおりとする。ただし1人1泊あたりの旅行代金が平日については5,000円（税込）以上、休日については2,000円（税込）以上のものを対象とする。

なお、地域クーポンにおける休日とは、宿泊旅行については、土曜日、その翌日が祝日である日曜日若しくは祝日又はその翌日が土曜日である祝日を行い、日帰り旅行の場合については、土曜日、日曜日又は祝日をいう。また、平日とは、休日以外の日をいう。具体的には別表1のとおりとする。

| 区分    | 割引率        | 割引上限額（1人当たり） | 地域クーポン                 |
|-------|------------|--------------|------------------------|
| 宿泊旅行  | 旅行代金総額の40% | 交通付 8,000円/泊 | 平日：3,000円<br>休日：1,000円 |
|       |            | その他 5,000円/泊 |                        |
| 日帰り旅行 |            | 5,000円       |                        |

5 次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。

- (1) 感染症の状況の悪化等により、本事業を停止又は中止した場合における当該停止期間又は中止期間の商品
- (2) 国又は地方自治体が支援対象事業者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの（例：国の事業予算を活用したモニターツアー（参加者無料）等）
- (3) 国又は地方自治体が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
- (4) 業種別ガイドラインを基準に、感染症の感染のリスクが高いと判断される旅行事業者が手配するイベント等への参加ツアー
- (5) 施設を予約したが、実際には利用しない、いわゆる「無断キャンセル」と呼ばれる行為
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を伴う商品
- (7) 換金目的または換金性の高いものを含む商品
- (8) 物品やサービスの内容が当該旅行目的地に不相応なものが含まれる商品
- (9) 商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えている商品
- (10) 旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものでないものが含まれている商品
- (11) 行程に国外の地域が含まれている商品
- (12) ライセンスや資格の取得を目的とする商品
- (13) 旅行会社及びOTAが取扱う次に定める特定大会への出場およびその補佐を目的とした旅行商品（予選大会、ブロック大会等の名称如何は問わない。ただし、参加者の応援をするための商品は除く。）

（本事業対象外の特定大会）

- ・国民体育大会
- ・全国障害者スポーツ大会
- ・全国高等学校総合体育大会（インターハイ）
- ・全国中学校体育大会（全中）
- ・全国健康福祉祭（ねんりんピック）
- ・全国植樹祭
- ・全国育樹祭
- ・全国豊かな海づくり大会（豊漁祭）
- ・全国高等学校総合文化祭（高校総文祭）

(14) その他、事務局が不相当と認めるもの

6 47都道府県に居住する者が様々な制度を幅広く利用する機会を創出するため、本事業の支援対象商品は、国のGoToトラベルキャンペーンや他の自治体の割引制度との併用を不可とする。ただし、国又は他の地方自治体において発行する観光クーポン券・金券などを代金の一部として利用することは可能とする。

7 価格決定権がある事業者による自らの特定商品に使用可能な割引クーポン等の付与および旅行者による使用は禁止しない。ただし、補助金の算出は、割引クーポンを適用した後の価額を基準として行うこととする。

- 8 価格決定権がある事業者による自らの特定商品にマイレージ・ポイントを付与する行為は禁止する。ただし、商品購入と同時に自動的に付与されるシステムとなっており、設定を外すためにはシステム改修が必要になる場合等はその限りではない。
- 9 第4条に定める実施期間前に既に予約されている実施期間中の旅行の取扱いについては、当該予約商品が支援対象となる条件を満たす旅行商品であり、旅行者において割引適用を受けるために必要な手続を実施期間中に講じた場合で、支援対象事業者において対応が可能な場合は、支援対象商品として割引の対象とできる。

#### (割引原資の配分)

第11条 事業の実施に当たっては、次の方針に基づき商品の割引原資として支援金の予算額を支援対象事業者に示すものとする。

##### (1) 業態別配分

支援対象となる業態別の配分については、令和4年4月6日から10月10日に実施の「かながわ旅割」のこれまでの実績に基づくものとする。ただし、旅行事業者及びOTAについては別に定める。

なお、旅行事業者の扱う団体旅行(※)については、これとは別に一定の枠を確保するものとし、具体的な割合については別に定める。

※ 団体旅行とは、2時間以上貸切バスを使用した旅行であり、利用人数は問わない。

##### (2) 割引原資の再配分

割引原資については予算消化の状況を踏まえ、業態間で流用ができるものとする。

#### (支援対象事業者の遵守事項)

第12条 支援対象事業者は次の事項を遵守すること。また、遵守事項に関わる事務局(又は県)による確認に協力すること。

- (1) 各業界が定める新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン等に沿った感染防止対策を徹底すること。
- (2) 神奈川県「感染防止対策取組書・LINEコロナお知らせシステム」の取組を実施すること。また「感染防止対策取組書」と「LINEコロナお知らせシステム用二次元コード」を掲示すること。飲食を提供する事業者(部屋食のみを提供する宿泊事業者を除く。)にあつては、マスク飲食実施店(認証の申請中である者を含む。)であること。「感染防止対策取組書」等がない県外の事業者については、これと同等の感染防止対策の取組をすること。
- (3) 本事業の利用者に対し、ワクチン3回以上の接種済証又は陰性証明の確認を行うこと(具体的な確認方法等については、別途、事業者・利用者用「いざ、神奈川!」ワクチン接種履歴・検査結果確認の手引きにおいて定める)。
- (4) 神奈川県が実施する他のプロモーション事業に協力すること。
- (5) 本事業により宿泊及びサービスを利用しようとする者に対して、事前に厚生労働省のホームページ内の「新型コロナウイルス感染症について」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html))

等により確認し、行動するように周知すること。

(6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(8) その他感染症の状況等により神奈川県が必要とする対応に関する事項。

（支援対象事業者への参加及び支援金の申請）

第13条 支援対象事業者として登録を希望する者、支援金の申請をする者は、マニュアルにおいて定める書類の提出及び登録フォームへの入力を行うものとする。ただし、同一の法人等であって、事業区分により支援対象事業が複数にまたがる事業者はそれぞれの業態ごとに必要となる書類を提出すること。

なお、旅行事業者及びOTAについては別に定める。

2 業態別担当事務局は第1項で申請された内容を審査の上、支援対象事業者へ登録を行うものとする。

（交付決定額の通知）

第14条 事務局は第13条第1項の申請内容を審査し神奈川県と協議の上、支援対象事業者への支援金交付額を業態別の要綱で定める様式により通知する。

なお、旅行事業者及びOTAについては別に定める。

（報告及び請求）

第15条 支援対象事業者は、業態毎に定められた期日までに、業態ごとの要綱で定める書類を事務局へ提出しなければならない。ただし、同一の法人等において、第13条第1項但し書に該当する事業者は、それぞれ提出すること。具体の報告及び請求の方法、必要書類についてはマニュアルにおいて定める。

なお、旅行事業者及びOTAについては別に定める。

2 事務局は、前項による支援金の請求があった場合は、提出された実績内容と照合し、請求内容を確認

認しなければならない。事務局は請求内容の確認後、支援金を交付する。

なお、支援金の交付は、口座振込みで行うものとする。また、旅行事業者及びOTAについては別に定める。

#### (事業終了報告)

第16条 支援対象事業者は、本事業が完了したときは、業態ごとの要綱で定める書類を事業完了月の翌月の業態ごとに定められた期日までに、業態別担当事務局に提出しなければならない。ただし、同一の法人等において、第13条第1項但し書に該当する事業者は、それぞれ提出すること。詳細はマニュアルに定める。

なお、旅行事業者及びOTAについては別に定める。

#### (支援金の交付決定の取消し)

第17条 事務局は、支援対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合や不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、支援金を交付した後においても適用する。

#### (支援金の返還)

第18条 事務局は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援対象事業の取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた支援対象事業者は、事務局が指定する期日までに、支援金を返還しなければならない。

#### (旅行事業者とOTAにおいて専ら宿泊商品を提供する宿泊事業者)

第19条 第9条第1号に定める宿泊事業者のうち旅行事業者とOTAにおいて専ら当該事業による宿泊商品を販売する宿泊事業者については、本事業における直接支援の対象とはならないが、参加登録を行うものとし、業態ごとの要綱により定める様式により本事業への参加申込みをするものとする。

2 参加登録施設は次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所営業」を営む施設

(2) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出がされた施設

(3) (1)または(2)に準ずる施設で、事務局が認めたもの

3 事務局は参加申込み施設を審査の上、登録を行う。

#### (地域クーポンの発行)

第20条 支援対象商品には、第10条第4項に定めるとおり、神奈川県内の飲食店や土産物店等で利用できる地域クーポン（以下「クーポン」という。）を発行する。クーポンの配付方法、加盟店とその登

録の要件等詳細については、別途定めるものとする。

(状況報告及び調査)

第21条 事務局は、必要に応じて支援対象事業者及び加盟店から報告を求め、又は調査することができる。

(不正利用の防止について)

第22条 事務局（又は県）は支援対象事業者の不正利用防止のため、随時、商品の販売状況を確認する。また、支援対象事業者及び加盟店は、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第23条 この要綱に基づく手続に関する費用、事業の実施に係る販売促進の費用については、支援対象事業者及び加盟店が負担するものとする。

(キャンセル料の取扱い)

第24条 支援対象事業者は、感染症拡大等による緊急事態宣言等に基づき、神奈川県が外出自粛要請を行った場合における該当地域及び期間の商品、その地域の利用に係るキャンセル料を、商品購入者には求めないこと。

(雑則)

第25条 この要綱に定めのない事項については、神奈川県と事務局が協議の上、決定する。

附則

この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

別表1 地域クーポンにおける平日と休日の取扱い

| 年    | 日にち    | 曜日  | 地域クーポンの取扱い |       |
|------|--------|-----|------------|-------|
|      |        |     | 宿泊旅行       | 日帰り旅行 |
| 令和4年 | 10月11日 | 火曜日 | 平日         | 平日    |
|      | 10月12日 | 水曜日 | 平日         | 平日    |
|      | 10月13日 | 木曜日 | 平日         | 平日    |
|      | 10月14日 | 金曜日 | 平日         | 平日    |
|      | 10月15日 | 土曜日 | 休日         | 休日    |
|      | 10月16日 | 日曜日 | 平日         | 休日    |
|      | 10月17日 | 月曜日 | 平日         | 平日    |
|      | 10月18日 | 火曜日 | 平日         | 平日    |
|      | 10月19日 | 水曜日 | 平日         | 平日    |

|  |        |     |    |    |
|--|--------|-----|----|----|
|  | 10月20日 | 木曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 10月21日 | 金曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 10月22日 | 土曜日 | 休日 | 休日 |
|  | 10月23日 | 日曜日 | 平日 | 休日 |
|  | 10月24日 | 月曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 10月25日 | 火曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 10月26日 | 水曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 10月27日 | 木曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 10月28日 | 金曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 10月29日 | 土曜日 | 休日 | 休日 |
|  | 10月30日 | 日曜日 | 平日 | 休日 |
|  | 10月31日 | 月曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月 1日 | 火曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月 2日 | 水曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月 3日 | 祝日  | 平日 | 休日 |
|  | 11月 4日 | 金曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月 5日 | 土曜日 | 休日 | 休日 |
|  | 11月 6日 | 日曜日 | 平日 | 休日 |
|  | 11月 7日 | 月曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月 8日 | 火曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月 9日 | 水曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月10日 | 木曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月11日 | 金曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月12日 | 土曜日 | 休日 | 休日 |
|  | 11月13日 | 日曜日 | 平日 | 休日 |
|  | 11月14日 | 月曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月15日 | 火曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月16日 | 水曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月17日 | 木曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月18日 | 金曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月19日 | 土曜日 | 休日 | 休日 |
|  | 11月20日 | 日曜日 | 平日 | 休日 |
|  | 11月21日 | 月曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月22日 | 火曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月23日 | 祝日  | 平日 | 休日 |
|  | 11月24日 | 木曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月25日 | 金曜日 | 平日 | 平日 |



|  |        |     |    |    |
|--|--------|-----|----|----|
|  | 11月26日 | 土曜日 | 休日 | 休日 |
|  | 11月27日 | 日曜日 | 平日 | 休日 |
|  | 11月28日 | 月曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月29日 | 火曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 11月30日 | 水曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 12月1日  | 木曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 12月2日  | 金曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 12月3日  | 土曜日 | 休日 | 休日 |
|  | 12月4日  | 日曜日 | 平日 | 休日 |
|  | 12月5日  | 月曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 12月6日  | 火曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 12月7日  | 水曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 12月8日  | 木曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 12月9日  | 金曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 12月10日 | 土曜日 | 休日 | 休日 |
|  | 12月11日 | 日曜日 | 平日 | 休日 |
|  | 12月12日 | 月曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 12月13日 | 火曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 12月14日 | 水曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 12月15日 | 木曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 12月16日 | 金曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 12月17日 | 土曜日 | 休日 | 休日 |
|  | 12月18日 | 日曜日 | 平日 | 休日 |
|  | 12月19日 | 月曜日 | 平日 | 平日 |
|  | 12月20日 | 火曜日 | 平日 | 平日 |